

相生市の子育て支援サービス（就学前）

子育て関連施設（５０音順）※平成２５年４月１日時点

■事業所内保育施設

企業等が従業員の子どもの対象に、事業所内、事業所の近隣地等に設置する保育施設です。

○施設数 ・ ２か所（こすもす保育所、魚橋病院保育所）

■認可外保育施設

乳幼児を保育することを目的とする施設であり、保育所や幼稚園の認可を受けていない施設を総称したものです。入所手続や保育料、保育時間などの利用にあたっては利用者が直接その施設に申し込みます。

○施設数 ・ １か所（キッズサポートひかりが丘保育園）

■認定こども園

保護者が働いている、いないに関わらず、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を行うことを目的とし兵庫県知事から認定を受けた施設です。

幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えた「幼稚園型」と保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもを受け入れるなど幼稚園的な機能を備えた「保育所型」等に分類されます。

○施設数 ・ 幼稚園型 １か所（テレジア幼稚園）

■認可保育所

保護者が仕事や病気などの理由により子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育することを目的として設置された児童福祉法に基づく児童福祉施設です。相生市が設置する市立保育所と、保育所の設備及び運営に関する基準を満たし、兵庫県知事に認可された私立保育所があります。

○施設数 ・ 市立保育所 ３か所（相生・平芝・矢野川）
・ 私立保育所 ２か所（八幡・ゆりかごの家）

■幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として設置された学校教育法に基づく教育施設です。相生市が設置・運営する市立幼稚園と、国が定めた設置基準を満たして兵庫県知事に認可された私立幼稚園があります。

○施設数 ・ 市立幼稚園 ６か所（相生・平芝・中央・矢野川・山手・あおば）
・ 私立幼稚園 １か所（テレジア幼稚園 ※幼稚園型認定こども園）

■預かり保育(幼稚園)

通常の教育時間を超えて、希望する人を対象に児童を保育する事業です。

私立幼稚園では、夏休み等の長期休業日に、在園児を対象に預かり保育を実施しています。

対象年齢、時間、費用は市立・私立で異なります。

○実施施設数 ・市立幼稚園 6 か所 ・私立幼稚園 1 か所（認定こども園）

■一時預かり(一時保育)

保育所に入所していない就学前の子どもで保護者が病気、冠婚葬祭、不定期的な仕事など急な理由で保育ができない場合に一時的に預かり、保育する事業です。

○実施施設数 ・市立保育所 3 か所 ・私立保育所 2 か所

○保育料 日額 2, 8 0 0 円（４時間以内の利用：1, 4 0 0 円）

※私立保育所では利用料が異なる場合があります。

■延長保育(保育所)

保護者の方の勤務時間や通勤時間等の事情により通常の開所時間を超えて午後 7 時まで保育を実施する事業です。

○実施施設数 ・市立保育所 3 か所 ・私立保育所 2 か所

○保育料 月額 3, 0 0 0 円

■家庭的保育

保育者が、保育者の自宅の居所などを保育室として使い、仕事や病気などの理由で家庭で保育できない保護者に代わって子どもを預かる制度です。

※現在相生市にはこの制度はありません。

■休日保育

日曜日、祝日等に保護者が仕事等で家庭で保育ができない場合に、子どもを保育所で保育する事業です。

○実施施設数 1 か所 ※市内の 5 ヶ所の保育所に入所中の子どもが対象

○保育料 日額 2, 5 0 0 円

■居宅訪問型保育(ベビーシッター)

保育者が子どもの家庭で、保育できない保護者に代わって子どもを預かる制度です。

※現在相生市にはこの制度はありません。

■子育てサロン(まちの子育てひろば)

就学前までの子どもと保護者を対象に、親子で楽しく交流する場を提供する事業です。

※相生市には各地域に 9 か所のひろばがあります。

■子育て支援事業(保育所・幼稚園)

保育所や幼稚園において、地域住民との交流活動や地域の親子に対する相談や情報提供等の支援活動を実施する事業です。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の急病、事故、出産、出張、冠婚葬祭、看護など、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、乳児院・児童養護施設等で一定期間子どもを預かることにより、子どもやその家庭への子育て支援を図る事業です。（宿泊も可能）

○保育料 ・ 2歳未満児 日額：5,350円 ・ 2歳児以上 日額：2,750円

■地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

○実施施設数 ひろば型1か所（相生市子育て学習センター）

■病児・病後児保育

保育所などに通所している子どもが発熱等の急病（病児）、病気の回復期（病後児）であって、保育所などに通えず、保護者が仕事等の理由で家庭で養育できないときに保育する事業です。

※現在相生市にはこの制度はありません。

■ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）が登録し、会員が相互間で援助活動を行う事業です。

○利用料 ・ 平日（月～金の午前7時～午後9時） 1時間：600円
・ 上記時間以外、土日、祝日、年末年始 1時間：800円
・ 交通費等は実費

○援助の事例 ・ 保育所、幼稚園の送迎、帰宅後の預かり ・ 子どもの習い事の送迎
・ 学校の放課後の預かり ・ 学童保育の迎え、預かり
・ 軽度の病児の預かり ・ 外出時の付添い ・ 産前産後等の家事援助